「北名古屋市障害者計画・第３期障害福祉計画」の策定にかかるパブリックコメント等の結果について

市では、「北名古屋市障害者計画・第３期障害福祉計画」の策定にあたり、計画の案作成に関し市民の皆さまから意見を募集(募集期間:平成２３年１２月２２日から平成２４年１月１０日)いたしました。

お寄せいただきましたご意見等の趣旨を損なわないように要約させていただきましたので、ご了承をお願いいたします。なお同様の意見はまとめさせていただいております。

お寄せいただきましたご意見等の概要と、市の考え方については下記のとおりです。なお、ご意見等のうち、今回の計画案に反映していないご意見等につきましても、今後の障害福祉施策の参考とさせていただきます。

ご意見をいただきました皆さまにお礼申し上げます。

パブリックコメントに対するホームページアクセス数	１４４件
意見等をお寄せいただいた人、団体等の数	２人（団体）
お寄せいただいたご意見等の数（同様の意見含む）	８件
うち、障害福祉計画の策定に直接反映した意見等の数	１件

	項目	ご意見・ご提言の内容（要旨）	市の考え方	計画案への反映
1	障害を有する方の人数の推移	記載されている手帳所持者や自立支援医療受給者数は、制度上の数値であって、実態数の把握が必要ではないか。	障害者手帳所持者数や自立支援医療受給者数は、それをお持ちの方の実数ですが、お持ちでない方の中にも障害を有している方はお見えになると思われます。 市では、乳幼児期からの健診時での把握や相談支援事業所、学校などからの連絡により、障害者手帳を有しない方についても、必要に応じて相談や支援提供に努めていますが、今後とも関係機関との連携を強化し、対策を講じていきます。	
2	関係者へのアンケート	アンケート配布を対象者全員にすべきではないか。また、回収数が少ないのではないか。	アンケート調査は障害を有する方を対象に、生活の様子や将来の希望などを伺うために個人が特定されないよう郵送により無記名で実施し、各障害者団体にもお願いして啓発にも努めてきました。 また、関係団体機関とのインタビューを実施し、関係者の意見や要望を把握しました。	

3	相談関係	相談支援事業所の周知について	各相談支援事業所は広報、ホームページ、出前講座時及び障害福祉のお知らせのチラシ配付等で周知しています。相談支援事業所は各市町で事業所の指定をしており、実施状況も各々で違うため、広域での周知は難しい状況ですが、本市においては窓口での相談や保健センター、保育園、学校、各施設からの相談や民生委員等地域の方からの相談も相談支援事業所と連携しながら実施しています。 今後も周知に努めます。	
4	相談関係	相談窓口の満足度について	ご指摘いただきましたとおり「満足していない」方の意見を考慮したうえで、今後とも相談従事者の更なる能力等の向上を図り、信頼や満足度を高めるよう改善に努めていきます。	
5	相談関係	福祉サービスに関する情報の入手について	必要な方に必要な情報が入手できるよう今後とも周知に努めます。	
6	調査	サポートを必要とする方の実質調査を行う、多くの方から正確な要望を把握し、サービス利用計画を作成してもらいたい。	国においては、今年度、制度の谷間を生まない新たな福祉法制の実施等の検討の基礎資料を得るため、在宅の障害を有する方の生活実態や要望を把握することを目的に「生活のしづらさなどに関する調査」を実施しています。その調査結果を踏まえ、今後の障害福祉施策の改善に努めます。	
7	サービス見込量について	地域移行が強化される中、グループホーム、ケアホームに関して、現行の目標数値では少なすぎるのではないか。	現在の開設状況から考えると、3年間でのグループホーム、ケアホームの開設目標（見込）数は計画書P90図表52の数値としておりますが、今後の社会情勢をみながら変動に合わせて随時計画も見直していきたいと考えています。	計画書P90の図表 52の居住系サービス見込量を増加しました。
8	災害時要援護者対策の推進について	福祉避難所へ移るまでの間、避難所に福祉コーナーを設置する目標を掲げてほしい。	緊急時、各避難所において重度の障害を有する方の受け入れが必要となるため、障害の状態や性別、年齢、生活の実態に応じた必要な対策を関係部署と調整の上、検討していきます。	計画書P75に同趣旨が記載してあります。